

騒音規制法の特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ① 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る) ② 製管機械 ③ ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る) ④ 液圧プレス(矯正プレスを除く) ⑤ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る) ⑥ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る) ⑦ 鍛造機 ⑧ ワイヤーフォーミングマシン ⑨ プラスト(タンブラスト以外で、密閉式のものを除く) ⑩ タンブラー ⑪ 切断機(と石を用いるものに限る)
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
4	織機(原動機を用いるものに限る)
5	建設用資材製造機械 ① コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る) ② アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る)
6	穀物用製粉機(ロール式で、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
7	木材加工機械 ① ドラムバーカー ② チッパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る) ③ 碎木機 ④ 帯のこ盤(製材用の場合は原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用の場合は原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る) ⑤ 丸のこ盤(帯のこ盤と同じ) ⑥ かなな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)

振動規制法の特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ① 液圧プレス(矯正プレスを除く) ② 機械プレス ③ せん断機(原動機の定格出力が1kw 以上のものに限る) ④ 鍛造機 ⑤ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw 以上のものに限る)
2	圧縮機 (原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る)
4	織機 (原動機を用いるものに限る)
5	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のものに限る) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kw 以上のものに限る)
6	木材加工機械 ① ドラムバーカー ② チッパー(原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る)
7	印刷機械 (原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw 以上のものに限る)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機 (ジヨルト式のものに限る)